

木曽川水系ダム洪水調節機能協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「木曽川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、木曽川水系における、別表－1のダムを対象とする。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及びダム関係者のうち、別表－2の職に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局木曽川上流河川事務所長をもってこれに充てる。

3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。

4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。

5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者からの意見を求めるため、委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。

二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。

三 事前放流の実施に必要なダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。

四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。

五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。

六 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。

七 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。

八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に実務担当者による幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

2 幹事会は、別表－3の職に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局木曽川上流河川事務所総括保全対策官をもってこれに充てる。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。

6 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者からの意見を求めるため、幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局木曽川上流河川事務所が務める。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(規約の改正)

第10条 本規約は、協議会において総委員の3分の2以上の議決をもって、改正することができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

附則

（施行期日）

第 1 条 本規約は、令和 2 年 3 月 1 0 日から施行する。

（一部改正） 令和 3 年 9 月 3 0 日

（委員又は幹事の選出）

第 2 条 本規約第 4 条第 1 項に規定する委員及び第 6 条第 2 項に規定する幹事については、治水協定（標準案）の提示後に各機関において人選を行い決定するものとする。

2 委員又は幹事は、所属する機関の判断により随時変更することが出来るものとする。

3 前項の変更を行った機関は速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

木曽川水系ダム洪水調節機能協議会 構成機関

- ・長野県
- ・岐阜県
- ・恵那市
- ・各務原市
- ・下呂市
- ・不破郡垂井町
- ・加茂郡八百津町
- ・愛知県
- ・名古屋市
- ・三重県
- ・独立行政法人水資源機構中部支社
- ・関西電力株式会社
- ・中部電力株式会社
- ・イビデン株式会社
- ・可児川防災等ため池組合
- ・木曽川用水右岸土地改良区連合
- ・可児土地改良区
- ・西濃用水土地改良区連合
- ・愛知用水土地改良区
- ・入鹿用水土地改良区
- ・三重用水土地改良区
- ・農林水産省東海農政局
- ・国土交通省中部地方整備局

(オブザーバー)

- ・国土交通省気象庁名古屋地方気象台
- ・国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所

別表一1

丸山ダム
横山ダム
岩屋ダム
阿木川ダム
味噌川ダム
徳山ダム
岩村ダム
中野方ダム
大ヶ洞ダム
阿多岐ダム
牧尾ダム
打上調整池
三浦ダム
王滝川ダム
常盤ダム
木曽ダム
伊奈川ダム
読書ダム
山口ダム
落合ダム
大井ダム
笠置ダム
兼山ダム
今渡ダム
高根第一ダム
高根第二ダム
朝日ダム
久々野ダム
秋神ダム
東上田ダム
下原ダム
西村ダム
馬瀬川第二ダム
川辺ダム
川浦ダム
川浦鞍部ダム
久瀬ダム
西平ダム
上大須ダム
高橋谷ダム
神岳ダム
松野ダム
谷山農地防災ダム
小湊農地防災ダム
不破北部ダム

別表－2

木曽川水系ダム洪水調節機能協議会 委員

機関名	役職
国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所	所長
長野県 建設部	河川課長
長野県 木曽建設事務所	所長
岐阜県 県土整備部	河川課長
水資源機構 中部支社	事業部長
水資源機構 愛知用水総合管理所	所長
水資源機構 岩屋ダム管理所	所長
水資源機構 阿木川ダム管理所	所長
水資源機構 味噌川ダム管理所	所長
水資源機構 徳山ダム管理所	所長
水資源機構 三重用水管理所	所長
関西電力(株)	再生可能エネルギー事業本部 木曽水力センター 所長
関西電力(株)	再生可能エネルギー事業本部 今渡水力センター 所長
中部電力(株)	岐阜水力センター 業務課 課長
イビデン(株)	エネルギー統括部 統括部長
垂井町	産業課長
可児川防災等ため池組合兼可児土地改良区	事務局長
東海農政局	農村振興部 設計課長
長野県 企業局	電気事業課長
長野県 企業局 南信発電管理事務所	所長
岐阜県 都市建築部	水道企業課長
岐阜県 都市建築部	水資源課長
岐阜県 農政部	農地整備課長
愛知県 建設局	水資源課長
愛知県 企業庁	水道計画課長
愛知県 農林基盤局	農地部 農地計画課長
名古屋市	上下水道局 技術本部 計画部長
恵那市	水道環境部長
下呂市	生活部 部長
各務原市	産業活力部長
八百津町	水道環境課長
愛知用水土地改良区	事務局長
入鹿用水土地改良区	事務局長
木曽川右岸用水土地改良区連合	事務局長
西濃用水土地改良区連合	事務局長
三重県 農林水産部	農業基盤整備課長
三重用水土地改良区	事務局長
国土交通省中部地方整備局 河川部	河川保全管理官
国土交通省中部地方整備局 木曽川下流河川事務所	所長
国土交通省中部地方整備局 木曽川水系ダム統合管理事務所	所長

別表－3

木曽川水系ダム洪水調節機能協議会 幹事

機関名	役職
国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所	総括保全対策官
長野県 建設部	河川課企画幹
長野県 木曽建設事務所	企画幹兼維持管理課長
岐阜県 県土整備部	技術管理監
水資源機構 中部支社	水管理・防災課長
水資源機構 中部支社	ダム事業課長
水資源機構 愛知用水総合管理所	管理課長
水資源機構 岩屋ダム管理所	所長代理
水資源機構 阿木川ダム管理所	所長代理
水資源機構 味噌川ダム管理所	所長代理
水資源機構 徳山ダム管理所	管理課長
水資源機構 三重用水管理所	所長代理
関西電力(株)	再生可能エネルギー事業本部 木曽水力センター 土木課長
関西電力(株)	再生可能エネルギー事業本部 今渡水力センター 所長代理
中部電力(株)	岐阜水力センター 業務課 専門課長
イビデン(株)	ダム主任
垂井町	産業課 係長
可児川防災等ため池組合	事務局長
東海農政局	農村振興部設計課 水利計画官
長野県 企業局	電気事業課長補佐(技術管理担当)
長野県 企業局 南信発電管理事務所	建設第一課長
岐阜県 都市建築部	水道企業課 事業係長
岐阜県 都市建築部	水資源課 水資源係長
岐阜県 農政部	農地防災対策室長
愛知県 建設局	水資源課 課長補佐
愛知県 企業庁	水道計画課 課長補佐
愛知県 農林基盤局	農地部 農地計画課 課長補佐(班長)
名古屋市	上下水道局 技術本部計画部 主幹
恵那市	上下水道課長
下呂市	生活部 上下水道課長
各務原市	産業活力部 農政課参事
八百津町	工務係長
可児土地改良区	課長補佐
愛知用水土地改良区	管理課長
入鹿用水土地改良区	統括主査
木曽川右岸用水土地改良区連合	工務係長
西濃用水土地改良区連合	係長
三重県 農林水産部	農業基盤整備課 国営調整水利班長
三重用水土地改良区	業務係長
国土交通省中部地方整備局 河川部	河川保全専門官
国土交通省中部地方整備局 木曽川下流河川事務所	副所長
国土交通省中部地方整備局 木曽川水系ダム統合管理事務所	管理課長
国土交通省中部地方整備局 木曽川水系ダム統合管理事務所	丸山ダム管理支所長
国土交通省中部地方整備局 木曽川水系ダム統合管理事務所	横山ダム管理支所長